

『#コリーニ事件』(Der Fall Collini:2019 年) は、マルコ・クロイツパイントナー監督作品。amazon prime video で鑑賞した。原作はフェルディナント・フォン・シーラッハ著『コリーニ事件』(読んだのだが既に失念している)。

ドイツ人男性を射殺したイタリア人男性の国選弁護人となった弁護士の目を通して、事件の背景から浮かび上がるドイツの歴史の闇を描いている。

2001 年に実業家の M がホテルで殺害される。その後、年金生活に入っているコリーニが、加害者として警察に出頭してきた。

新米の弁護士 L がコリーニの公選弁護人に任命される。コリーニが黙秘を貫くので殺害動機がわからない。だが、殺害に使われた拳銃が法廷で提示されたとき、それが今日では凶器としては使用されないワルサーP38 であることで、戦時期のことに関係ないかという想いが浮かぶ。そこで、ナチスの戦争犯罪を調査すると、M は若きナチス親衛隊少佐として、パルチザンによるドイツ兵の暗殺への、報復としての作戦を指揮していた。無作為に選ばれた人々の中には、コリーニの父親が含まれていた。M は父親が数回の銃撃で処刑されるのを、息子のコリーニに強制的に見せた。このことは犯罪なのかどうか裁判で焦点となる。

コリーニと彼の姉は、1968 年に既に M に対して刑事告訴を行っており、訴訟はその後中止されていたのである。それは、法律の変更により、M の戦争犯罪は殺人罪ではなく、過失致死罪として扱われ、それゆえに時効が成立して裁かれなくなったためだと L は指摘する。L は、当時の立法プロセスに関与していた裁判官に立ち向かい、裁判官は最終的にこの法律の変更が間違っていたことを認める。評決が翌日発表される時、裁判官は、コリーニが前夜に自殺したことを告知する。亡くなったコリーニから L へ届いたメールには、短いメモとともに、彼と父親が写っている写真が添付されていた。

では日本における戦争犯罪の取り扱いはどうなっているのか。

極東国際軍事裁判で裁かれた被告人は、国内では専ら A 級戦犯と呼称されている。日本においては戦争を行ったことが戦争責任として指摘追及され、戦争を引き起こした人物らの「平和に対する罪」がもっとも重視されており、等級的上位を連想させる A 級が定着した。米国占領軍は日本占領直後から、戦争犯罪人には、捕虜を虐待したといった通常の戦争法規違反者と、戦争を国家の政策の手段とした者「政治的戦争犯罪人」の二種類があるとしており、それぞれに判定作業が行われていた。

1945 年 9 月 9 日には第一号「政治的戦争犯罪人」として 39 名が指名された。指名を受けていた東条英機は、自殺未遂後、占領軍により絞首刑となった。結局、日本人による日本人の戦争犯罪を裁く自主裁判が実施される事はなく、日本にあって戦争犯罪を裁いたものは極東国際軍事裁判であり、BC 級戦犯を裁いた各国の軍事法廷のみであった。

日本人への戦争責任への追及は曖昧のままに終わった。安倍元首相の祖父・岸信介氏について振り返ってみよう。

彼は 1936－39 年まで、日本の傀儡国家「満州国」において、東条英機が関東軍憲兵司令官、参謀長を務めたもとで、関東軍と密接な連携のもとに経済・産業の実質的な最高責任者として権勢をふるい、「産業開発 5 カ年計画」による鮎川財閥の導入などによって資源の略奪をはじめ植民地支配を欲しいままにした。この時期、「満州」経済は裏でアヘン取引によって莫大な利益をあげていて、そこからの巨額の資金が岸信介氏を介して東条にわたり、それが、東条が首相になる工作に使われたとの説もある。彼はその後、41 年、東条内閣の成立とともに、商工大臣、軍需次官（大臣は東条が兼務）をつとめ、侵略戦争遂行のための国家総動員体制、国家統制による軍需生産増進、“大東亜共栄圏”の自給自足体制確立など戦時経済体制推進の施策を進めた。それ故、彼が戦後 A 級戦犯容疑者として戦争責任を問われたのはごく自然のことであった。1945 年 9 月、彼は笹川良一、児玉誉士夫らとともに東京・巣鴨拘置所に収監されたが、米国の対日占領政策の転換とともに 1948 年 12 月に釈放された。彼は自らの戦前・戦中の役割を反省するどころか、それを正しい行為とみなす世界観、価値観を終生頑な持ち続けたという。その後首相となり、1960 年の安保条約改定を強行した。

戦争犯罪人への追求のいい加減さは日本だけかと思っていた（日本人が日本人を裁いていない）が、ドイツも似たり寄ったりであることがこの映画で判明した（ただしドイツではドイツ人が自国民を裁いている）。